

解説①

評価システム改訂の経緯と 今後の方向性について

◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

J I H E E

Japan Institution for Higher Education Evaluation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝2004年11月25日
- 公益財団法人設立＝2012年4月1日
- 創立20周年＝2024年11月25日

○ 主な事業

● 教育研究活動等の評価事業

大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

● 評価員の養成

● 評価に関する調査・研究

● 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

◆ 令和5年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学大臣への報告
- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(当機構HP)

・ 令和5年度 評価結果(令和6年3月25日公表)

大学	<u>70校</u>	適合	68校
		不適合	2校
短期大学	<u>9校</u>	適合	9校

◆ 令和5年度評価結果

優れた点と改善を要する点

● 大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	9(1)	91(12)	31(3)	24(5)	16(6)	10(2)
改善を要する点	2	29(1)	9	30(2)	38(5)	27(2)

※()内は、短期大学機関別認証評価の数値

基準1 使命・目的等 基準2 学生 基準3 教育課程 基準4 教員・職員 基準5 経営管理と財務 基準6 内部質保証



◆ 令和5年度評価結果

◆ 令和5年度 優れた点

● 基準項目3-3「学修成果の点検・評価」について

- 保育学部保育学科及び国際教養こども学科の就職先へのアンケートを実施・検証し、ディプロマ・ポリシーの見直しを行っている点は評価できる。
- 「ディプロマ・サプリメントシステム」によりディプロマ・ポリシーの達成度などを点検・評価して、入学時から就職活動、卒業時まで学生の指導をきめ細かく行っていることは評価できる。
- 卒業後5年後、10年後の卒業生や、卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」「学生ヒアリング」など、各種追跡調査による分析を行っている点は評価できる。
- 外部アセスメントテストの導入、学生自身がディプロマ・ポリシーの修得状況をレーダーチャートで確認できる「S-log」の導入など、学生の成長の可視化のための積極的な取組みは評価できる。
- OIR課、IR委員会による、重要な課題に絞ったIR報告書をもとにした全教職員対象のIR報告会を定期的実施し、詳細な学修成果の点検をしていることは評価できる。
- 授業科目ごとにルーブリックに基づいた成績評価基準を導入しシラバスに記載することで、履修する学生に対して学修成果目標を明示し、学修支援に結びつけようとしている点は評価できる。
- アセスメント・ポリシーを策定し、多様な評価指標に基づき、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取り組むとともに、評価指標に係るデータを分析・閲覧をしやすい仕組みを整備して、さまざまな分野で活用している点は高く評価できる。

◆ 令和5年度評価結果

認証評価結果における大学等の優れた取組み
<https://www.jiheer.or.jp/achievement/efforts/>



◆ 令和5年度 優れた点

● 基準項目3-3「学修成果の点検・評価」について

- 低学年次配置の科目の成績評価において、ルーブリックを導入したことで、教員の授業方法が一方通行型から双方向型に変化したり、授業内で演習や発表が取り入れられたりなど、教員の授業運営方法や教授方法などに工夫や変化が見られたことは高く評価できる。
- 「ディプロマ・ポリシー到達度評価シート」を作成・活用することを通して学生にディプロマ・ポリシーを周知するとともに、学生が各自の学修到達度を可視化できるようにすることで教育の質を高めていることは評価できる。



◆ 令和5年度評価結果

◆ 令和5年度 優れた点(重点評価項目)

● 基準6「内部質保証」について

- 「内部質保証に関する方針」「点検・評価委員会規程」「外部評価委員に関する定め」に基づき、学外有識者を点検・評価委員会の外部評価委員として委嘱し、毎年度、自己点検・評価の結果及び実施状況に関する外部評価を実施していることは評価できる。
- 外部評価委員会を設置し、学外の有識者から助言を得る体制を整備し、教育、学生支援、国際交流、地域貢献等に関する事項や大学運営に関する事項について学外有識者が助言を行っている点は、評価できる。
- 「内部質保証推進委員会」の構成員に外部評価員が加わり、客観的視点からの評価・提言を受け、自己点検・評価体制の改善や内部質保証の充実に生かす体制を整備していることは評価できる。
- 令和4(2022)年度に国連世界観光機関(UNWTO)の観光学教育国際認証「TedQual(テッドコール)」を受け、認証されたことは評価できる。
- 「中期目標・計画」に、学生募集、教育・研究、学生支援、進路・就職、財務など10項目を設定し、それぞれ「基本方針」「行動計画」「目指す成果・達成状態」「年度別達成指標」などを各部署で立案し、年度ごとに点検・評価を行っていることは評価できる。
- IRセンターでは学内各部署から収集したデータを多様な視点でデータ処理を行い、その詳細な結果を毎年「IR年報」に編集して発行し、これをもとに学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。



◆ 令和5年度評価結果

◆ 令和5年度 優れた点(重点評価項目)

● 基準6「内部質保証」について

- 卒業生の就職データ、就職先企業へのヒアリング、就職先企業及び卒業生との授業改善を目的とした会議等を通して外部評価活動を制度化していることは評価できる。
- 各部署の内部質保証に関わる活動のデータをIRセンターで集約し、データ処理して編集した「摂南大学Fact Book」を中心に、学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。
- 第三者で構成される外部評価委員会の設置、併設の短期大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。
- 情報の一元化、共有、活用をコンセプトとした独自の学生支援システムとして「HUsystem」を構築し、教職員が組織的に学生個々の成長を支援するとともに、システムの内製化により、スピーディな解決と的確さ、コスト削減を行っていることは高く評価できる。
- 大学と産学連携事業を締結している企業との間で、三つのポリシーと大学の教育活動の関連について意見交換をする機会を設定し、内部質保証の取り組みを充実させている点は評価できる。
- 毎年「中期計画達成に向けた目標管理シート」に基づく自己点検・評価に取り組み、課題を全教職員が共有し、PDCAサイクルにより新たな取り組みや施策の改善につなげていることは評価できる。

◆ 令和5年度評価結果

◆ 令和5年度 主な改善を要する点

● 基準1「使命・目的等」について

- ・人材養成の目的や教育目的の学則への規定

● 基準2「学修と教授」について

- ・学科ごとの収容定員の未充足又は超過
- ・学生相談室の人員配置

● 基準3「教育課程」について

- ・研究科における学位論文評価基準の未設定
- ・シラバスの未作成
- ・学修成果の点検・評価及びフィードバック

● 基準4「教員・職員」について

- ・学長のガバナンス
- ・専任教員数又は教授数の不足

◆ 令和5年度評価結果

◆ 令和5年度 主な改善を要する点

● 基準5「経営・管理と財務」について

- ・ 規程・規則の不備
- ・ 理事会／評議員会の運営
- ・ 監事の監査報告書
- ・ 財務基盤

● 基準6「内部質保証」について

- ・ 内部質保証の機能性
- ・ 自己点検・評価の正確性
- ・ 中期計画の内容及び具体性
- ・ 重点評価項目として、他の基準での指摘との関連に基づく指摘

◆ 令和7年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和7年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- ・理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。【第29条、第30条関係】
- ・理事長の選定は理事会で行う。【第37条関係】

② 監事

- ・監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。【第31条、第45条、第46条、第48条関係】

◆ 令和7年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和7年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し(つづき)

③ 評議員・評議員会

- ・理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。【第18条、第31条関係】
- ・理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。【第62条関係】
- ・評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。【第33条、第67条、第140条関係】

④ 会計監査人

- ・大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。【第80条～第87条、第144条関係】

◆ 令和7年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和7年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- ・大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項(任意解散・合併)及び寄附行為の変更(軽微な変更を除く。)につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。【第150条関係】
- ・大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。【第80条～第87条、第144条関係】

◆ 令和7年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和7年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

3. その他

- ・監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。【第53条、第86条関係】
- ・会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
【第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係】
- ・役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。【第157条～第162条関係)44条関係】

◆ 令和7年度以降の認証評価

新たな時代を見据えた質保証システムの

改善・充実について(審議まとめ)(令和4年3月18日)

- 1 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。
- 2 他機関の評価委員会や実地調査への職員の陪席、合同研修等の充実など、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。
- 3 評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。

◆ 令和7年度以降の認証評価

新たな時代を見据えた質保証システムの

改善・充実について(審議まとめ)(令和4年3月18日)

- 4 学校教育法や学校教育法施行規則、大学設置基準等の法令に対する適合性の評価に当たり、評価対象大学等のウェブサイト当該情報が公表されている場合には、評価対象大学等に対してそのURLの提示を求めることにより、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化に係る取組の更なる充実を推進すること。
- 5 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。
- 6 評価の結果、適合認定を受けられなかった大学等に対して、当該大学等の教育研究水準の向上に資するよう、再度評価を受けることを推奨すること。

◆ 令和7年度以降の認証評価

新たな時代を見据えた質保証システムの

改善・充実について(審議まとめ)(令和4年3月18日)

7 評価基準に定める「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」に係る評価に当たっては、中央教育審議会大学分科会が令和2年1月に取りまとめた「教学マネジメント指針」において、「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」及び「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」のうち、「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものを踏まえて実施することが望ましいこと。

◆ システム変更のポイント

第4期評価システムでめざすこと

- ①内部質保証の実質化を促進する
- ②文部科学省の提言等との整合性を取る
- ③大学の特色の進展に資する評価を更に強化する
- ④大学が社会の支持を得るための支援を強化する
(※「社会に開かれた質保証の実現」)
- ⑤評価方法を効率化する
- ⑥大学・評価員双方の負担を軽減する
- ⑦評価校へのフォローアップをシステム化する

◆ 第4期の実施大綱及び評価基準

実施大綱及び評価基準の主な変更点

1. 評価の基本的な方針の変更

① (3) 教育活動の状況を中心とした評価

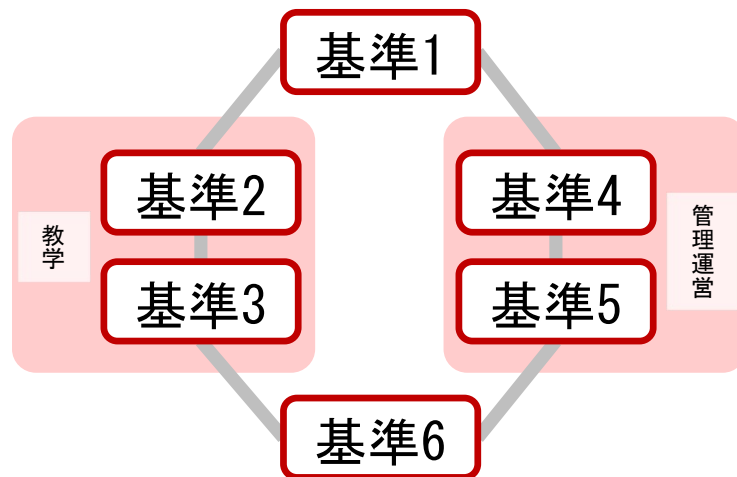


教育研究活動の状況を中心とした評価

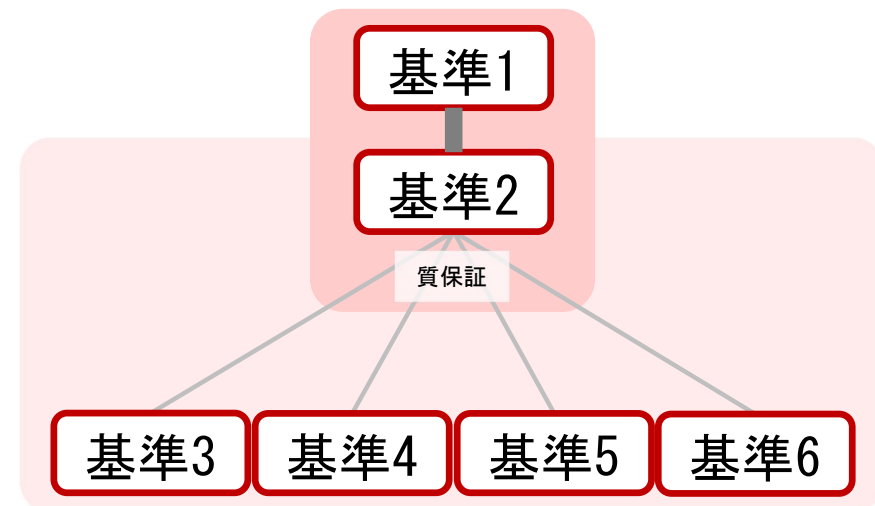
2. 評価基準の再編

① 基準6. 内部質保証 → 基準2. 内部質保証

第3期の基準構成イメージ図



第4期の基準構成イメージ図



◆ 第4期の実施大綱及び評価基準

実施大綱及び評価基準の主な変更点

2. 評価基準の再編(つづき)

- ② 基準項目「2-3.内部質保証の機能性」に学生及び学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用を新たに追加。
- ③ 専門職大学等の留意点を新たに追加。

3. 評価の実施方法

- ① 自己点検評価書に、エビデンスとなる資料の名称の記載を求める。
- ② 評価プロセスや実施方法を判定委員会の判断で簡素化できることを明記。

◆ 第4期の当機構の評価システムについて

◆ スケジュール

6年	4月23日	◇第4期 評価システム説明会
	7月1日～31日	評価申請受付期間
	8月上旬	◇申請受理通知書及び「受審のてびき」の送付
	9月下旬	◇実地調査日程(案)の送付
	10月	◇評価料に関する見積書の送付
	12月	◇実地調査日程決定通知の送付
7年	4月	○評価料納入
	6月24日～30日	○自己点検評価書等を提出
	9月下旬～	実地調査
	12月	◇評価チーム評価報告書案の送付
8年	1月	○意見申立て(1回目)の提出
	2月	◇評価報告書案の送付
	2月	○意見申立て(2回目)の提出
	3月	評価結果の公表

○: 大学→評価機構

◇: 評価機構→大学